個人番号(マイナンバー)の記載・ 本人確認が必要とされる手続き(主要なもの)



国民健康保険【お問い合わせ:住民税務課住民G ☎662-2113】

届出・申請の種別	誰のものが必要か
■国民健康保険の加入・脱退・世帯異動の届出●学保険証の該当・非該当届出	●世帯主(届出人)●加入・脱退・異動のある方
●保険証や高齢受給者証の再交付申請	●世帯主(申請者)●再交付が必要な被保険者
●療養費や高額療養費、移送費等の支給申請●高額介護合算療養費の支給申請	●世帯主(申請者)●療養を受けた被保険者
■限度額適用認定・食事標準負担額減額認定申請●特定疾病認定申請	●世帯主(申請者)■認定を受けようとする被保険者
●第三者行為(交通事故等)被害届	●第三者行為(交通事故等)で被害に遭った被保険者

- 世帯主・手続きの対象となる方以外の同一世帯員が手続きする場合は、届出人の本人確認をできるもの のほかに、世帯主および手続きの対象となる方の個人番号カード、通知カードも必要となります。
- ※ 葬祭費の申請手続きの場合は、申請者の個人番号(マイナンバー)記載の必要はありません。



後期高齢者医療【お問い合わせ:住民税務課住民 ☎電話662-2113】

届出・申請の種別	誰のものが必要か
●後期高齢者の資格に関する届出・申請	●届出・申請(認定・適用)に係る被保険者●後期高齢者医療に加入しようとする障害認定申請者
●保険証の再交付申請書	●再交付を必要とする被保険者
●療養費、高額療養費等保険給付に関する支給申請書 ※葬祭費申請者のマイナンバー記載は不要です。	●療養を受けた被保険者



健康福祉課関係(詳細については担当Gにお問い合わせください)

申請時にマイナンバーが必要になる事務等	担当G(お問い合わせ先)
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス、障害児通所支援、更生医療、育成医療、精神通院医療、補装具、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	福祉G(☎662-2673)
介護保険	福祉G (☎662-2456)
児童手当、保育所入所	子育て支援G (☎662-2705)
未熟児養育医療	健康づくりG (☎662-2836)

- ※通知カードは、上記の手続きでマイナンバーを提示する際や、個人番号カードの交付 を受ける際に必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。
- ※マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の不正な取得にご注意ください! 通知や利用手続き等で、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況等を聞く ことはありません。不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。

平成28年1月からマイナンバーの 利用が始まります



- ◆行政手続きに関するマイナンバー制度が導入されるこ とに伴い、平成28年1月以降、医療保険および介護保 険・福祉サービス等の届出・申請手続きの一部につい て、届出・申請書類に個人番号(マイナンバー)を記 入していただきます。
- ◆また、窓□での本人確認が厳格化され、下表の本人確 認書類の提示をお願いすることとなります。

窓口での本人確認方法について

マイナンバーを利用する手続きでは、個人番号が記載された書類による「①マイ ナンバーの確認 | と「②本人確認 | を行います。

手続きに必要なもの(お持ちいただくもの)

en 0	①で個人番号カードを提示したこと
・個人番号カード (裏面)	により、②の本人 確認も完了。 個人番号カード (表面)
【個人番号カードを持っていない場合】 「MANE 1234 5678 9012 MANE 12	運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳等のうち1つ たは 医療保険の被保険者証、年金手帳、 児童扶養手当証書、官公署発行の書類(氏名、生年月日が入ったもの) 等のうち2つ

※代理人の方が手続きする場合は、上記に加えて代理人の本人確認書類と 委任状も必要となります。

3 27.12.15